

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第十二条第一項第四号中「保健体育課長」を「健康・安全教育課長」に改める。